

平成 30 年 12 月
たきかわ農業協同組合

平成 30 年度農業被害対策の実施について

本年の低温・日照不足、長雨等の異常気象による農業被害に対し、『JA 農業経営緊急支援資金』を減収補填資金として活用し、下記の通り対策を実施します。

記

【平成 30 年度農業被害対策】

- 対策期間 平成 31 年 3 月 31 日まで

- 貸付利率 期間 5 年以内～0.33%
期間 5 年超～期間に応じた設定で最大 0.70%

- 貸付期間 原則 5 年以内。ただし、償還計画により特に必要と認められる場合は最大 10 年以内。

- 貸付金額 本年の異常気象による農業減収額を上限とし、クミカン精算に必要な金額以内とする。また、自己資金調達及び農業共済金等の補填がある場合は、その金額を除いた額とする。
(この資金の貸付通算残高が 1,000 万円以内であること。)

- 減収額の算出 対象品目は米・畑作を基本とし、必要に応じて他の品目も含まれることとする。
農業者毎の平年収入実績と今年度の収入見込額との差額を減収額とする。減収額の算出は、JA 出荷分により確認できることを基本とし、JA 以外にも出荷がある方は、減収額が認定できる資料を提出できる場合は対象に含まれる。

- その他 農信基保証が受けられること。(保証料別途 0.3%～0.4%)

◆資金の借入れを希望される方は、各地区の営農部担当職員迄ご相談下さい。